

後期高齢者医療制度
のお知らせ

制度の見直しについて

■均等割の軽減割合が見直されました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直されました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

【令和2年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和2年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■1年間の保険料の賦課限度額が見直されました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直されました。

令和元年度	令和2年度
62万円	64万円

■保険料の計算方法（令和2年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです。
- 決定した保険料額を記載した通知書は、7月中旬ごろに郵送を予定しています。

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
TEL 75-2111（内線1241・1242）北海道後期高齢者医療広域連合
TEL 011-290-5601

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

7月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■くみ取り申込み

渡邊清掃株式会社 TEL 75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所と各連絡事務所でも申し込みできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）